

平成29年度税制改正大綱まとめ(中小企業に関係のある項目のみ)

土井会計事務所

<http://www.doikaikei.com/>

増減税	改正項目	改正内容	適用時期	コメント
減 ↘	800万円以下の軽減税率延長	本則23.4%に対し800万円以下15%を2年延長	平成31年3月31日開始事業年度まで延長	毎期の800万円以下の軽減税率枠は有効に使いましょう。
減 ↘	所得拡大促進税制の拡充	前期より平均給与2%以上アップしたら、さらに上乗せの税額控除(法人税の20%が上限)	平成29年4月1日から平成30年3月31日開始事業年度	中小企業は要件が厳しくならず、従来通り
増 ↗	生産性向上設備投資減税終了	予定通り終了	平成29年3月31日取得分まで	先端設備の証明書だけで即時全額償却できる制度が終了。残念。
減 ↘	中小企業経営強化税制新設	経営力向上計画の認定を条件に即時全額償却又は税額控除	平成29年4月1日から平成31年3月31日取得分	経営力向上計画(A4用紙2枚)の作成と認定(30日)が必須。面倒。
減 ↘	中小企業投資促進税制延長	対象資産から器具備品を除外して2年延長	平成31年3月31日取得分まで	中小企業が一番使いやすい設備投資減税
減 ↘	経営改善設備取得税制(商業等活性化税制)延長	認定経営革新等支援機関の指導により取得した器具備品、建物付属設備に対する減税を2年延長	平成31年3月31日取得分まで	卸、小売、不動産、サービス業など、対象業種に該当すれば利用価値あり
増 ↗	機械装置の固定資産税半減	生産性向上設備に該当する機械装置の固定資産税を3年間半減が予定通り終了	平成31年3月31日取得分までで終了	赤字企業でも減税の恩恵が受けられる制度が終了
減 ↘	研究開発減税の拡大	新サービス開発投資も対象に加え、現行制度を拡充	不明	新サービス開発投資と言ってもイメージが沸かない
—	営業権、資産・負債調整勘定の月割償却	現行の5年均等償却を改め、60ヶ月の月割償却とする	不明	
—	本店移転届の簡略化	異動前の税務署のみでOK(異動後の税務署への提出が不要に)	不明	
—	法人の設立届、簡略化	法人設立届に登記事項証明書の添付が不要	不明	